

USPTO、特許維持手数料の支払期限の徒過を電子メールで送信する 試行プログラムを発表

2023年7月18日
JETRO NY 知的財産部
蛭田、福岡

USPTO は、特許維持手数料の支払期限を徒過した場合の案内 (Maintenance Fee Reminder) および特許消滅の通知 (Notices of Patent Expiration) を電子メールで送信する試行プログラムを開始したと7月7日付のプレスリリース¹で発表した。

このプログラムは、現在は郵送されている支払期限の徒過に関する案内および特許消滅に関する通知について、申請により電子メールでの送信を可能にするものであり、電子メールの内容は郵送される内容と変わらないとしている。

特許発行日から3.5年後、7.5年後、11.5年後に特許維持手数料の支払期限があり、特許権者は、期限の6カ月前から当該手数料を支払うことができる。その期限までに支払われなかった場合には、期限を徒過した旨の案内がなされる。

特許権者は、期限から6カ月以内であれば追加料金の納付により特許維持手数料を支払うことが可能であり、その期間に支払われなかった場合に、特許が消滅した旨が通知される。

このプログラムは、料金に関する連絡先として電子メールアドレスが登録されている特許についてのみ適用可能である。プログラムの申請にあたっては、USPTO が指定する電子メールアドレスに必要事項を送信する必要がある²。

USPTO は、特許維持手数料を適時に支払うことは特許権者の責任であると説明しており、通知が送信されなかった場合や通知の内容に誤りがあった場合等であっても、適時に支払うという特許権者の責任は免除されないとしている。

このプログラムは、少なくともプログラムの開始日である5月30日から6カ月間は継続し、その効果を検証した後に、終了、変更またはその他の適切な措置を講じるとされている。

(以上)

¹ <https://content.govdelivery.com/accounts/USPTO/bulletins/362a60d>

² 申請方法の詳細は、試行プログラムの開始通知「New Opt-In Pilot Program for Receipt of Maintenance Fee Reminder and Expiration Notices by Email」を参照。
<https://www.uspto.gov/web/offices/com/sol/og/2023/week22/TOC.htm#ref11>